

## 宿泊施設の相互利用制度

以下の共済組合等が経営する宿泊施設において、「組合員証」又は「宿泊施設特別利用者証」を提示することにより、当該組合の組合員と同じ宿泊料金でご利用いただけます。

組合員料金でご利用いただける方は、組合員（任意継続組合員を含む。）及び被扶養者（任意継続組合員の被扶養者を除く。）並びに年金受給者ご本人のみで、ご家族の方は一般料金となります。

詳しくは、各施設にお問い合わせください。

### 【相互利用共済組合】

- ①地方職員共済組合      ②警察共済組合      ③各市町村職員共済組合
- ④東京都職員共済組合   ⑤都市職員共済組合   ⑥指定都市職員共済組合
- ⑦全国市町村職員共済組合連合会      ⑧文部科学省共済組合
- ⑨日本私立学校振興・共済事業団

なお、「宿泊施設特別利用者証」を紛失された場合には、年金担当まで御連絡願います。